

(案)

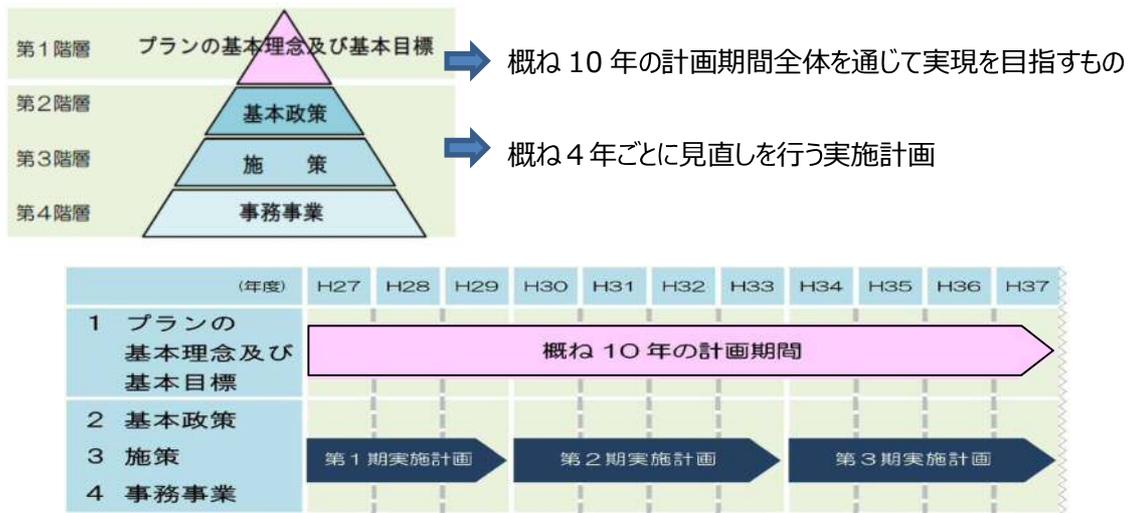
第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン 第2期実施計画策定に向けた基本的な考え方

(構成)

- 1 趣旨
- 2 第2期実施計画の概要
- 3 計画策定に向けた考え方
 - (1) 国・社会状況の変化
 - (2) 第1期実施計画期間における主な取組状況
 - (3) 基本政策ごとの主な課題
- 4 他の行政計画等との連携・調整
- 5 策定体制
- 6 スケジュール概要

1 趣旨

本市では、子どもたちの豊かで健やかな成長を願うとともに、市民の生涯学習の充実を目指して、平成27年3月に「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」を策定しました。平成37年度までの概ね10年間をかけて目指すべき基本理念を「**夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く**」、また基本目標を「**自主・自立**」、「**共生・協働**」と定め、さらに具体的な取組について定めた「第1期実施計画」（計画期間：H27～29）に基づき、教育行政を着実に推進しています。第1期実施計画期間の満了を受けて、また基本理念及び基本目標の実現にむけて状況の変化に対応するため、**平成30年度から33年度までを計画期間とする「第2期実施計画」を策定します。**



2 第2期実施計画の概要

- ・名称：第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン 第2期実施計画
- ・計画期間：平成30年度から平成33年度までの4年間
- ・構成：概ね以下の構成を想定
 - ① 教育プランの概要（基本的な考え方、基本理念及び基本目標）
 - ② 第1期実施計画の取組の総括
 - ③ 第2期実施計画
 - ④ 進行管理（進行管理の手法など）
 - ⑤ その他（用語説明など）

➤ 基本理念・基本目標を達成するための8つの基本政策

学校教育分野と社会教育分野とを概観し、基本理念と基本目標の実現を目指した取組となるよう、第1期実施計画の枠組みを踏まえながら、重点的に取り組む事業等の見直しを行います。

I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

IV 良好な教育環境を整備する

V 学校の教育力を強化する

VI 家庭・地域の教育力を高める

VII いきいきと学び、活動するための環境づくり

VIII 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

3 計画策定に向けた考え方

第1期実施計画の策定から3年を経て変化した国や社会の状況や、第1期の取組などを踏まえて課題を整理し、第2期実施計画の策定を進めます。

(1) 本市をめぐる主な国・社会状況の変化

➤ 学習指導要領の改訂

将来の予測が難しい社会の中でも、広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくために必要な資質・能力を子どもたちに育む学校教育の実現を目指して**学習指導要領の全面的な改訂**が行われ、小学校では平成32年度から、中学校では33年度から、高等学校では34年度から本格実施されることとなっています。

次期学習指導要領では、子どもたちに求められている資質・能力とは何かを社会と共有し、連携して子どもを育てる「**社会に開かれた教育課程**」が重視されています。また、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「**主体的・対話的で深い学び**」や、各学校における**カリキュラム・マネジメントの確立**などが打ち出されるとともに、教育内容の主な改善事項として、**外国語教育の充実**などが盛り込まれています。

➤ 子どもの多様化するニーズへの対応

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする子どもの増加、いじめ・不登校など、様々な課題が存在しています。国が批准した「障害者の権利に関する条約」においては、**障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の構築**が提唱されており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、**学校における合理的配慮の提供が義務化**されたところです。

また近年では「**子どもの貧困**」への対応が課題として取り上げられており、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。本市においては「川崎市子ども・若者生活調査」を行い、今年8月に分析結果を公表したところです。

➤ 学校現場における業務の適正化

今日、教員が学習指導や生徒指導等の幅広い業務を担うことにより、子どもの状況を総合的に把握して効果的な指導ができる一方、さらなる教育活動の充実に向けて、学校の体制整備が必要です。

生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化している中で、学校や教員が心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「**チームとしての学校**」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。

また、国内外での調査からは日本の教員の長時間勤務が明らかになっており、「働き方改革」の視点からも、心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる職場づくりに向けて、**学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が本来の業務に一層専念できる体制を整える**必要が高まっています。

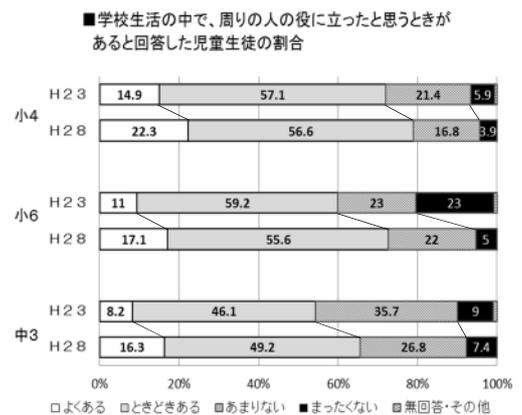
➤ 共生社会の構築とかわさきパラムーブメントの推進

少子高齢化やグローバル化の一層の進展が予想される中では、多様な人々が得意な分野で能力を発揮するとともに、互いの違いを尊重しつつ支えあうことで、共生社会を作り上げていくことが不可欠です。平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツの意義や価値等に対する理解・関心を向上させるとともに、**障害者理解の促進やボランティア精神の醸成、異文化理解等の促進**などを行い、東京大会の効果を将来に繋がるレガシー（遺産）とすることが求められています。本市においては「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」のもと、ボランティア活動の推進やスポーツによる体力向上や健康づくり、バリアフリー化の推進など、大会終了後や市制100周年につながるよう取組を進めています。

(2) 第1期実施計画期間における主な取組状況

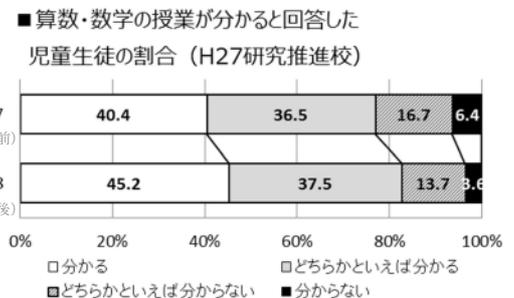
社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成

- ➡ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育が求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」の全市立学校での実施を始めました。
- ➡ 「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、各学校を訪問しての指導・助言や、研修会や指導資料等の配布を通じた取組事例の共有、地域・保護者への情報提供を行いました。



「生きる力」の育成

- ➡ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、算数・数学において「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を活かして全校で展開を図るとともに、次期学習指導要領の本格実施を見据え、「英語教育推進リーダー」の養成や外国語指導助手(ALT)を活用した授業の充実など、児童生徒の英語力の育成に向けた取組を進めています。
- ➡ 学校司書のモデル配置等による読書活動の充実を通じて「豊かな心」を育成するとともに、休み時間中の運動体験等による体力の向上などにより「健やかな心身」の育成に取り組んでいます。



中学校完全給食の実施

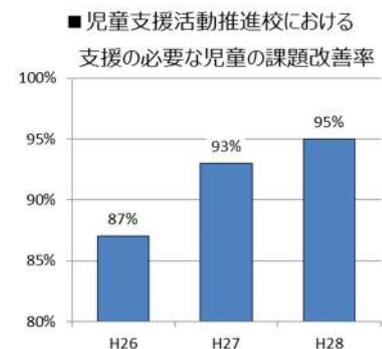
- ➡ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成 29 年 1 月から東橋中学校、犬蔵中学校、中野島中学校及びはるひ野中学校において中学校完全給食を開始するとともに、市内 3 か所の学校給食センターの整備等を進め、平成 29 年度中に全ての中学校で完全給食を実施します。
- ➡ 生徒の食生活の現状や課題、食育の観点等を踏まえて、中学校給食のコンセプトを『健康給食』と定め、米飯給食中心に野菜を取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しています。



▲ 中学校での給食時間の様子

一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援

- ➡ 子どもが抱える多様な今日的課題に適切に対応するために、市立小学校において児童支援コーディネーターの専任化を進めてきました。平成 29 年度には全校での専任化を行い児童への包括的な支援体制を構築し、いじめや不登校の早期発見・早期解決を図っています。
- ➡ 中学生死亡事件の発生を受けて、各学校で共感的理解に基づく児童生徒理解を基盤とした指導体制の整備・充実や警察等との連携強化を図るとともに、長期欠席傾向のある児童生徒を早期に把握し、対応するための仕組みを整えました。



学校安全の推進

- ➡ 「災害時に身を守る」「災害発生時・発生後に地域に協力する」「自然環境や災害等についての基本的知識をつける」をねらいとした防災教育を推進しています。平成 28 年度までに全ての学校を防災教育研究校として指定し、各学校において研究の成果を活かした取組が行われています。

良好な教育環境の整備

- ➡ 老朽化した学校施設について、学校施設長期保全計画に基づき改修による再生整備と予防保全の整備を行うことで長寿命化を推進し、財政支出の縮減と平準化を図るとともに、トイレの快適化やバリアフリー化など教育環境の改善を進めています。



▲再生整備により木質化された教室

県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲

- ➡ 平成 29 年度から、市立小・中学校等における学級編制基準(1 学級当たりの児童生徒の人数を定める基準)や、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移管されました。円滑な移管を行ったとともに、今後、より一層本市の実情に即した学校運営ができるよう、効果的な教職員配置に向けた検討を進めています。

家庭・地域の教育力の向上

- ➡ 家庭環境の複雑化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まっている中で、各中学校区及び各区に設置された地域教育会議を中心に、学校・家庭・地域の連携を進めて地域全体で子どもを見守り育てる力の向上に取り組んでいます。また、平成 28 年度からは企業と連携しながら、家庭教育の充実にに向けた支援を行っています。
- ➡ シニア世代をはじめとする地域の方々为主体となって地域ぐるみで子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」について、平成 26 年度からのモデル実施を経て、平成 28 年度から本格的に事業化し、平成 29 年 3 月までに 30 か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりを進めています。



▲地域の寺子屋事業 学習支援の様子

社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援

- ➡ 市民の主体的な学びを支援するため、市民館や図書館などの市民が自ら学ぶ拠点となる社会教育施設におけるサービス向上や長寿命化を推進して生涯学習環境の充実に図るとともに、教育活動に支障のない時間に校庭や体育館を地域に開放するなど、学校施設の有効活用を推進しています。

文化財の保護活用と博物館の運営

- ➡ 文化財ボランティアと連携しながら文化財の適切な保護・活用を進めるとともに、平成 27 年 3 月に国史跡に指定された橋樹官衙遺跡群については、発掘調査の現地見学会や近隣の文化財をめぐる史跡めぐりなど多様な事業を展開し、市民に身近な文化財に触れる機会を提供しています。
- ➡ 博物館施設について、生田緑地内の各博物館施設と連携・協力しながら生田緑地全体としての魅力向上に取り組んでいるほか、日本民家園の開園 50 周年を祝って、50 周年記念伝統芸能公演など各種記念事業を行いました。



▲橋樹官衙遺跡群での現地見学会

(3) 基本政策ごとの主な課題

基本政策Ⅰ

人間としての在り方生き方の軸をつくる

- 予測困難な変化の激しい時代を生きるためには、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら将来を作り出せる人材の育成が求められています。
- 平成 28 年度から全校で実施している「キャリア在り方生き方教育」について、引き続き、全教職員が一丸となって取組を推進することで、子どもたちの社会的自立に向けた力や共生社会で生きるための資質を育むことが必要です。
- 学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ教材として「キャリア・パスポート（仮称）」の活用が提言されたことから、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の充実に向けた検討を進める必要があります。

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て「生きる力」を伸ばす

- 次期学習指導要領の本格実施に際して、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立に向けた支援を行う必要があります。
- 外国語教育の充実については、小学校における教科化や、中・高等学校における言語活動の高度化への対応が求められています。
- 引き続き、きめ細やかな学習指導等を通じた「確かな学力」、読書活動等を通じた「豊かな心」、小中 9 年間にわたる体系的・計画的な食育の推進等を通じた「健やかな心身」の育成により、子どもの「生きる力」を伸ばすことが必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」の理念を実現するため、小中 9 年間の学校教育を通じて体系的・計画的に共生・協働の精神を育むことが求められています。

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

- 学校に求められる役割が拡大している中、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進める必要があります。
- 経験の浅い教員の増加等が課題となっている中で、関係機関等と連携しながら、これからの時代の教員に求められる資質・能力の育成に向けた取組の充実が求められています。
- 学校が抱える課題の解決に向けて、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現が求められていることから、地域が学校運営に参画するための持続可能な仕組みについて検討を進める必要があります。

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

- 近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化がみられることから、従来の方法では家庭教育学級に参加できなかった人々への支援を行うことが求められています。
- 学校・家庭・地域の連携を深め、地域全体で子どもを見守り育てる力を高めることなどを目的とした地域教育会議について、活動の活性化に向けた丁寧な支援を行うことが必要です。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）の確保が必要です。

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

- インクルーシブ教育システムを構築し、障害のある子どもとない子どもが共に学びあうことによって子どもたちの持てる能力や可能性を伸ばすとともに、他者と協働する力を育成する必要があります。
- 子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や専門機関との連携の仕組みづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- 学習意欲のある全ての子どもが、その経済的理由のために学習機会を奪われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な修学支援が求められています。

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

- 登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、全ての子どもが安全で安心な環境下で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、学校施設の安全確保が必要です。
- 本市の学校施設の約 7 割は築年数 20 年以上を経過しており、依然として老朽化が深刻な状況にあります。「学校施設長期保全計画」に基づく改修を計画どおり進めるとともに、トイレの快適化など教育環境の改善が求められています。
- 人口推計をみると、今後も引き続き子どもの増加が見込まれていることから、児童生徒数の動向にあわせて良好な教育環境を整備していくことが必要です。

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境づくり

- 地域のコミュニティにおける人々のつながりや絆づくり、またシニア世代の社会参加や生きがいづくりに向けて、生涯学習が果たす役割が今後一層重要となることから、市民の主体的な活動を支えるための情報や場所の提供など、行政によるきめ細やかな支援が求められています。
- 市民の生涯学習の拠点としての市民館及び図書館については、施設の長寿命化等の環境整備を推進しながら、更なる市民サービスの向上に向けた取組について検討を進める必要があります。

基本政策Ⅷ

文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

- 文化財への関心が高まりつつある中で、市内の文化財の更なる保護・活用に向けて、ボランティアと協働しながら様々なプログラムに取り組む必要があります。
- 川崎市初の国史跡に指定された橋樹官衙遺跡群については、引き続き調査・研究を進めるとともに、「保存活用計画」に基づき、更なる活用や整備に向けた取組を推進することが必要です。
- それぞれの博物館活動を充実するとともに、生田緑地内の各博物館施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信に取り組むことが求められています。

4 他の行政計画等との連携・調整

教育施策を総合的に推進するためには、川崎市総合計画をはじめ、関連する分野別計画との整合を図る必要があります。現在、川崎市総合計画については第 2 期実施計画、その他分野別計画については、子ども・若者ビジョンの次期アクションプランやかわさきパラムーブメント推進ビジョンのフェーズⅡなど、教育施策と関連する多くの計画が平成 30 年度以降の取組について検討を進めています。第 2 期実施計画をより実行性の高い計画とするよう、策定に向けて関係局との連携・調整を行います。

また現在、かわさき教育プランが参酌すべき国の教育振興基本計画についても見直しが行われています。第 3 期教育振興基本計画は平成 30 年度から 34 年度までを計画期間としており、今年度末の策定に向けて協議・調整が行われていることから、国の動向も注視しながら策定を進めます。

5 策定体制

(1) かわさき教育プラン策定推進本部会議及び庁内ワーキンググループ

各部・室長を構成員とするかわさき教育プラン策定推進本部を開催し、第 2 期実施計画において重視すべき課題や重点的に取り組むべき事業等についての確認を行います。また、教育行政、学校教育、社会教育それぞれについて課長級からなるワーキンググループを適宜開催し、庁内における事業実施について調整を図ります。

(2) 川崎市教育改革推進会議

庁内での検討を踏まえた上で、教育プラン第 2 期実施計画がより時宜にかなった実効性のある計画となるよう、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる教育改革推進会議を開催し、国の動向や学校現場の実態、また市民の実感を踏まえた意見を聴取しながら、計画を策定していきます。

6 スケジュール概要

当面、以下のスケジュールに基づき、第 2 期実施計画の策定に向けた取組を推進しますが、社会状況や国の制度改革等の動向に応じて、的確かつ機動的な対応を図ります。

平成 29 年 8 月下旬 第 2 期実施計画「基本的な考え方」 策定・公表

11 月下旬 第 2 期実施計画「素案」 策定・公表

12 月中 パブリックコメント手続の実施

平成 30 年 2 月上旬 第 2 期実施計画「計画(案)」 策定・公表

3 月下旬 第 2 期実施計画 策定・公表